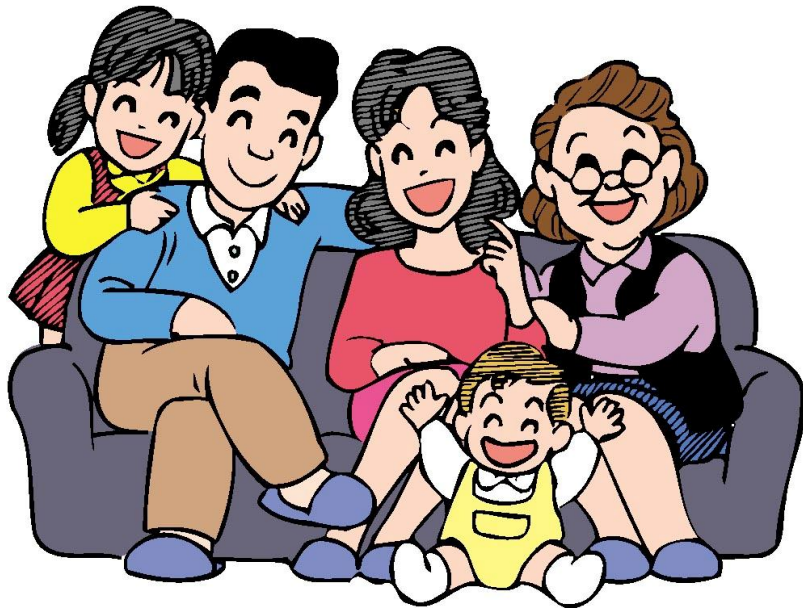


市民活動推進事業補助制度

平成 22 年度 募集要項(再募集)



目的

この制度は、市民活動団体が行う先駆的かつ公共的な新規事業の立ち上がりに必要な経費に対して補助金を交付することにより、市内における市民活動の推進を図ることを目的とします。

補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は以下の全てに該当するものとします。

- (1) 新たに実施する先駆的かつ公共的な事業
 - (2) 非営利かつ市民の利益に資する事業
 - (3) 補助金の交付申請の年度内に実施する事業
- (注) 補助対象事業から除かれるもの
- ・ 介護保険サービス事業
 - ・ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ・ 市の委託事業
 - ・ 公的機関等から補助を受けている事業

補助対象経費

補助の対象となる経費は、対象事業の立ち上がりに必要な経費で下記表のとおりとします。

印刷製本費	対象事業に係る広報用チラシ、資料等の印刷製本費
消耗品費	対象事業に必要な事務用品、図書等の購入費
備品費	対象事業に必要な机、印刷機、OA機器等の購入費
修繕費	建物を対象事業用に改修する費用
その他対象事業に必要な準備経費	電話回線設置工事費など

(注) ただし、次の経費を除きます

- 1 事務所等の賃借料、保証金、敷金及び光熱水費
- 2 人件費
- 3 旅費、保険料、通信運搬費
- 4 その他日常的な運営に係る経費

補助金の額

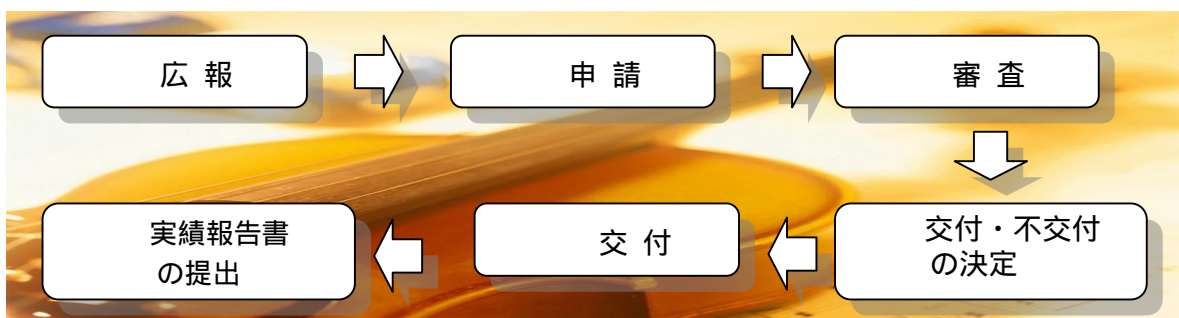
補助金の額は、予算の範囲内(平成22年度予算額400,000円)において、対象経費の2分の1以内の額とし、1団体につき200,000円を限度とします。
また、対象事業の立ち上がり年度に限り交付するものとします。

交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている市民活動団体とします。

- (1) 市民が主体となって行う活動であること。
- (2) 不特定かつ多数の人の利益に寄与する公益性のある活動であること。
- (3) 収益を関係者で配分せず事業に使う非営利の活動であること。
- (4) 公的機関等ではなく民間の団体や組織が行う活動であること。
- (5) 参加者が自己の意思に反することなく自発的かつ自主的に参加をしている活動であること。
- (6) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (9) 交付申請時において、おおむね1年程度の活動実績を有すること。
- (10) 市内に事務所を有し、かつ、市内を拠点に活動していること。
- (11) 収支予算書、事業計画書などを有すること。
- (12) 定款、規約又は会則を有すること。
- (13) 公的機関からの補助金などにより、活動の財源のおおむね2分の1以上が賄われている団体でないこと。
- (14) 一過性の活動のために結成された団体でないこと。

申請から交付までの流れ



広報（9月）

- ・ 市報、市民活動センターホームページなどにより広報。

申請（9月6日から10月29日）

- ・ 申請ができる団体は、国分寺市市民活動推進事業補助規則で定める「市民活動団体」とします。
- ・ 申請書（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- 1 市民活動推進事業補助金交付申請団体調書（様式第 2 号）
- 2 補助金交付対象事業計画書
- 3 収支予算書（申請事業の収支予算書と、団体の収支予算書）
- 4 定款、規約又は会則
- 5 概ね 1 年程度の活動実績を有することを明らかにできる書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

審 査（11 月）

- ・ 国分寺市市民活動推進事業補助規則で定める審査会により審査を行います。

交付・不交付の決定（12 月）

- ・ 交付決定団体へは交付決定通知書（様式第 3 号） 不交付決定団体へは不交付決定通知書（様式第 4 号）により通知します。

交 付（12 月）

事業報告書の提出

- ・ 補助団体は、対象事業終了後または当該年度終了後、速やかに、実績報告書（様式第 5 号）を提出してください。提出の際は、必ず補助対象経費の領収書を添付してください。

審 査 方 法

市民活動推進事業補助審査基準に基づき「市民活動・芸術文化振興推進事業審査会」が事業内容・補助対象経費について審査を行います。審査会では、申請団体に事業内容説明（プレゼンテーション）を行っていただきます。

申 請 方 法

- ・ 提出書類，提出方法

申請書等の様式は、「市ホームページ」からダウンロードできます。

申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付し、市民生活部協働コミュニティ課（ひかりプラザ 5 階）へ持参して提出ください。

申請を予定している場合は、必ず事前に下記担当までご連絡ください。

- ・ 申請期間

期間は、平成 22 年 9 月 6 日（月）から 10 月 29 日（金） 土曜・日曜・祝日を除く

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までです。

国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課 協働推進係 担当 田中，山田
〒185-8501 東京都国分寺市戸倉 1-6-1 国分寺市役所第 3 庁舎 1 階
TEL 042-325-0111（内 362・363） FAX 042-328-1311
E-mail:community@city.kokubunji.tokyo.jp